

運行緊急支援金に係る納税証明書の取得について

- **栃木県の県税**の納税証明書が必要です。
※ 国税、市町村税、他県の県税の納税証明書では、支援金の支給ができません。
- **最寄りの県税事務所**で取得してください。
電子申請及び郵送での申請も可能です。詳しくは栃木県ホームページをご確認ください。
自動車税事務所では取得できません。
- 使用目的は「**補助金交付申請のため**」としてください。
- 証明事項は「**県税に未納がないこと（全税目）**」としてください。
※ 自動車税だけではなく、全ての県税に未納がないことの証明書が必要です。
- 車両一台一台について、税額等の詳細を発行する必要はありません。

【県税事務所一覧】

具体的な取得手続き等は、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

県税事務所	電話番号	住所	所管地域
宇都宮県税事務所	028-626-3003	宇都宮市竹林町1030-2 栃木県庁河内庁舎1階	宇都宮市 上三川町
鹿沼県税事務所	0289-62-6203	鹿沼市今宮町1664-1 栃木県庁上都賀庁舎1階	鹿沼市 日光市
真岡県税事務所	0285-82-2135	真岡市荒町116-1 栃木県庁芳賀庁舎1階	真岡市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町
栃木県税事務所	0282-23-3411	栃木市神田町6-6 栃木県庁下都賀庁舎1階	栃木市 小山市 下野市 壬生町 野木町
矢板県税事務所	0287-43-2171	矢板市鹿島町20-22 栃木県庁塩谷庁舎1階	矢板市 さくら市 那須烏山市 塩谷町 高根沢町 那珂川町
大田原県税事務所	0287-23-4171	大田原市本町2丁目2828-4 栃木県庁那須庁舎1階	大田原市 那須塩原市 那須町
安足県税事務所	0283-23-1411	佐野市堀米町607 栃木県庁安蘇庁舎1階	足利市 佐野市

【よくある質問】

Q1 本社が県外にあり、納めるべき栃木県の県税はありません。納税証明書は必要ですか。

A1 納税証明書が必要です。

納めるべき栃木県の県税がない場合も、「県税に未納がない」ことに該当します。

納めるべき栃木県の県税の有無にかかわらず、**申請すれば納税証明書の取得が可能です。**

最寄りの栃木県内の県税事務所で取得してください。

Q2 滞納がありますが、「県税の未納」に該当しますか。

A2 滞納は「県税の未納」に該当し、支援金の支給ができません。

本支援金の支給を受けるためには、滞納額を全て納める必要があります。

その上で、「県税に未納がないこと」納税証明書を取得してください。

Q3 徴収猶予を受けていますが、「県税の未納」に該当しますか。

A3 本支援金の支給にあたって、徴収猶予は「県税の未納」に該当しません。

本支援金の支給対象となります。

【県税のホームページ（栃木県公式ホームページ内）】

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/b07/life/zeikin/zeikin/zei.html>